

全員協議会資料

(令和4年11月29日)

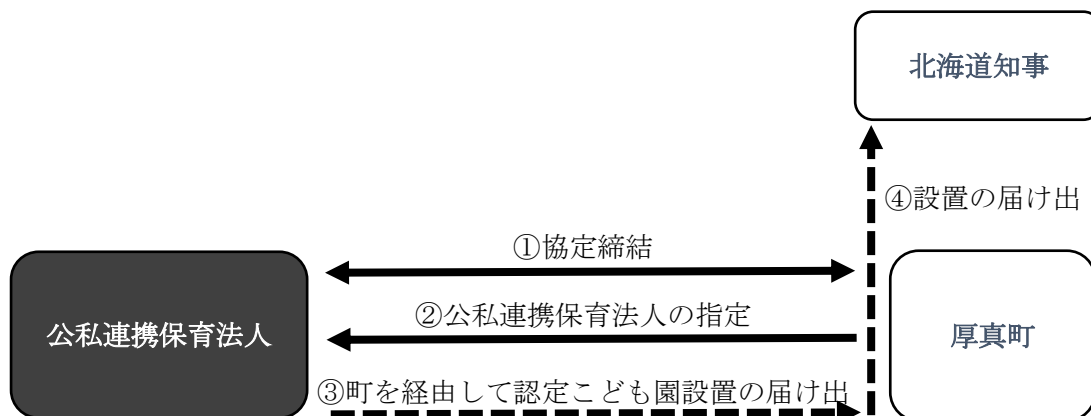
(協議案件)

- ⑤宮の森こども園の民営化に伴う公私連携保育所型認定こども園の設置について

住民課子育て支援グループ

1 公私連携保育所型認定こども園の設置

(1) 設置までの手続き



市町村長は、公私連携型保育所を安定的に行うことができる能力を有する法人である認められるものを、その申請に基づき公私連携保育法人として指定することができる。(児童福祉法第56条の8第1項)

また、指定をしようとするときは、当該指定をしようとする法人と協定を締結しなければならない。(児童福祉法第56条の8第2項)

公私連携保育法人は、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより公私連携型保育所を設置することができる。(児童福祉法第56条の8第3項)

2 公私連携保育法人の候補者について

(1) 選定方法

根拠	厚真町公私連携保育法人の指定に関する要綱（令和4年告示第67号）
募集方法	公募（期間：令和4年8月10日～9月30日）
審査方法	公私連携保育法人選定委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査
審査日	令和4年10月28日

(2) 候補者の概要

法人名	社会福法人 みつわ福祉会
代表者	理事長 大城 昌信 【主な公職等】 ・南風原町要保護児童等対策地域協議会代表委員 ・南風原町子ども子育て会議委員 ・一般社団法人沖縄県私立保育園連盟理事
所在地	沖縄県島尻郡南風原町字喜屋武416番地2
法人種別	社会福祉法人
法人が運営している教育・保育施設	施設名：みつわ保育園（定員136人） 園長 大城 昌信 所 在：沖縄県島尻郡南風原町字喜屋武416番地2 開設年月：昭和52年4月 職員数：37人（園長1人・副園長1人・主任保育士1人 副主任1人・保育士25人・栄養士1人・調理員3人・保育補助員4人）
事業計画・収支	①公私連携型保育所等の事業計画書（別添1） ②公私連携型保育所等の収支予算書（別添2）

3 協定の締結について

公私連携保育所型認定こども園（以下「公私連携認定こども園」という。）を設置するため、公私連携保育法人の候補者と次の協定を提携する。なお、協定の締結は、公私連携認定こども園の設置に必要な設備の貸付け、譲渡にかかる厚真町議会の議決が前提となる。

(1) 締結しようとする協定

公私連携保育所型認定こども園の設置及び運営に関する協定書（案）
（別添3）

(2) 協定に定める事項

- ① 協定の目的となる公私連携認定こども園の名称及び所在地
- ② 保育等に関する基本的事項

- ③ 必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の期間等
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他設置及び運営に関し必要な事項

4 公私連携認定こども園の設置に必要な設備の貸付け及び無償譲渡について

(1) 貸付け及び無償譲渡の根拠

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第4項の規定により、市町村長は、公私連携保育法人が公私連携型保育所の設置の届出をした際に、当該公私連携保育法人が協定に基づき公私連携型保育所における保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、協定に定めるところにより、当該公私連携保育法人に対し、当該設備を無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとされている。

(2) 貸付けしようとする設備及び内容（案）

所在	厚真町字上厚真258番地7
貸付けする 普通財産	①土地 3,557.10㎡ ②建物（付帯設備含む） 木造平屋建1,190.25㎡
貸付方法	減額貸付 【厚真町財産条例（平成9年条例第3号）】 （普通財産の無償貸付又は減額貸付）※一部抜粋 第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。 （1）国等若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（町長が別に定める特定非営利活動法人を含む。）において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
貸付期間	令和6年4月1日から令和16年3月31日（10年間）

貸付額	2, 1 6 0, 0 0 0 円 (年額) 【算定式】 基準園児数 6 0 人 (過去 6 年間の平均園児数) × 単価 3, 0 0 0 円 (令和 4 年度公定価格賃貸借加算単価) × 1 2 月 【町の基準で算定した適正な貸付額】 年額 2 5, 8 2 1 千円 (建物本体 16,525 千円、機械設備 4,168 千円、電気設備 4,251 千円、土地 621 千円、火災保険料 256 千円) (別添 4)
議会の議決	必要 (地方自治法第 9 6 条第 1 項)

(3) 譲渡しようとする設備および内容 (案)

譲渡する普通財産	物品 (認定こども園厚真町宮の森こども園専用) (別添 5)
譲渡方法	無償譲渡 【厚真町財産条例 (平成 9 年条例第 3 号)】※一部抜粋 (物品の譲与又は減額譲渡) 第 6 条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。 (1) 公益上の必要に基づき、国等若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。
譲渡年月日	令和 6 年 4 月 1 日
譲渡の条件等	譲渡の相手方は、令和 6 年 4 月 1 日から、譲渡物品を直接管理し、公私連携保育所型認定こども園の運営のためにのみ使用するものとする。
議会の議決	必要 (地方自治法第 9 6 条第 1 項)

5 今後の主な予定

日付	取組等
1 0 月 3 1 日	公私連携保育法人と仮協定締結
1 1 月 1 4 日	会計年度任用職員に対する説明会開催 (以後、個別面談等を随時実施)

12月	<p>必要な議案の議会への提案（予定）</p> <p>① 厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例の一部改正について</p> <p>② 財産の貸付けについて</p> <p>③ 財産の無償譲渡について</p>
12月16日	公私連携保育法人と協定締結
令和5年1月	保護者への説明会
4月1日	<p>宮の森こども園民営化準備事業（仮称）開始</p> <p>・宮の森こども園合同保育業務（仮称）委託契約締結</p> <p>【委託業務内容】</p> <p>町と公私連携保育法人それぞれの職員合同により保育業務を実施し、業務の引継ぎ、保護者等への説明及び運営体制の整備を行う。</p>